

【労働組合法】

第五条 労働組合は、労働委員会に証拠を提出して第二条及び第二項の規定に適合することを立証しなければ、この法律に規定する手続に参加する資格を有せず、且つ、この法律に規定する救済を与えられない。但し、第七条第一号の規定に基く個々の労働者に対する保護を否定する趣旨に解釈されるべきではない。

2 労働組合の規約には、左の各号に掲げる規定を含まなければならない。

一 **名称**

二 主たる事務所の**所在地**

三 連合団体である労働組合以外の労働組合（以下「単位労働組合」という。）の組合員は、その労働組合の**すべての問題に参加する権利及び均等の取扱を受ける権利を有すること。**

四 何人も、いかなる場合においても、**人種、宗教、性別、門地又は身分によって組合員たる資格を奪われないこと。**

五 単位労働組合にあっては、その**役員は、組合員の直接無記名投票により選挙**されること、及び連合団体である労働組合又は全国的規模をもつ労働組合にあっては、その役員は、単位労働組合の組合員又はその組合員の直接無記名投票により選挙された代議員の直接無記名投票により選挙されること。

六 **総会は、少くとも毎年一回開催すること。**

七 すべての財源及び使途、主要な寄附者の氏名並びに現在の経理状況を示す**会計報告は、**組合員によって委嘱された**職業的に資格がある会計監査人による**正確であることの証明書とともに、少くとも**毎年一回組合員に公表されること。**

八 **同盟罷業は、**組合員又は組合員の直接無記名投票により選挙された代議員の**直接無記名投票の過半数による決定**を経なければ開始しないこと。

九 単位労働組合にあっては、その**規約は、組合員の直接無記名投票による過半数の支持を得なければ改正しないこと、**及び連合団体である労働組合又は全国的規模をもつ労働組合にあっては、その規約は、単位労働組合の組合員又はその組合員の直接無記名投票により選挙された代議員の直接無記名投票による過半数の支持を得なければ改正しないこと。

【労働組合の規約例】

〇〇〇〇労働組合 規約

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本組合は〇〇〇〇労働組合（略称：〇〇労組。以下「組合」という）という。

(所在地)

必須事項
労組法5条2-2

第2条 組合は事務所を〇〇県〇〇市〇〇丁目〇番〇号〇〇〇〇事業所内に置く。

(目的)

第3条 組合は団結と相互扶助の精神により、組合員の労働条件を維持改善し、経済的社会的地位の向上をはかることを目的とする。

必要事項

(活動)

第4条 組合は前条の目的を達成するために次の活動を行う。

1. 組合員の労働条件の維持改善に関すること。
2. 組合員の福祉の増進と文化的地位向上に関すること。
3. 労働協約の締結、改定に関すること。
4. 同一目的を有する団体との協力、提携に関すること。
5. その他目的達成に必要なこと。

(上部団体)

第5条 組合は全日本自治団体労働組合（自治労）に加盟する。

第2章 組合員

(組合員)

第6条 組合員は財団法人〇〇〇〇に雇用される職員並びに組合が承認した者によって組織する。ただし、次の各号に該当する者は除く。

1. 使用者の利益を代表する者。
2. その他組合が除外することを適当と認めた者。

必要事項（非組合員の範囲を示す）

(権利)

必須事項 労組法5条2-4

第7条 何人も、いかなる場合においても、人種、宗教、性別、門地、又は身分によって組合員たる資格を奪われない。
組合員は平等に次の権利を有する。

必須事項 労組法5条2-3

1. この規約に基づき、すべての問題に参加し、均等の取扱を受ける権利。
2. 組合役員その他の代表に選挙され、もしくは選挙する権利。

3. この規約に基づき、自由に意見を表明し議決に参加する権利。
4. 組合役員及び機関の活動報告を求め、又は批判し、解任を請求する権利。
5. 統制違反に対する制裁について弁明を得る権利。

(義務)

第8条 組合員は平等に次の義務を負う。

1. 規約及び大会の決議に従い、機関の統制に服する義務。
2. 組合費及び機関で決定したその他の賦課金を納める義務。
3. 規約に基づく各会議に出席する義務
4. 組合の機密をもらさない義務。

(加入の手続き)

第9条 組合に加入するときは、所定の加入申込書に必要事項を記載のうえ執行委員長に提出する。

(資格喪失)

第10条 組合員は次の場合にその資格を失う。

1. 退職したとき
2. 解雇されたとき、ただし、組合が解雇を正当と認めていない被解雇者については、その資格は失わない
3. 除名されたとき
4. 脱退が認められたとき
5. 第6条ただし書きに該当したとき

(脱退)

第11条 組合を脱退するときは脱退届に必要な事項を記載のうえ執行委員長に提出する。

脱退後は組合に対する一切の権利を失い、既納の金品は返却しない。

ただし、組合に対し債務がある場合は、それを完済した後でなければ脱退は認められない。

第3章 機関

(機関の種類)

第12条 組合に次の機関をおく。

- (1)大会
- (2)執行委員会

第一節 大会

(開催と召集)

第13条 大会は最高決議機関であって組合員全員をもって構成する。

第14条 大会は年に1回開催するものとし、執行委員長がこれを召集する。

必須事項 労組法5条2・6

第15条 次の場合は14日以内に臨時大会を開催するものとし、執行委員長がこれを召集する。

- (1) 執行委員長が必要と認めたとき。
- (2) 組合員の3分の1以上の連署により理由を明らかにして要求があったとき。

必要事項

(告示)

第16条 大会の日時、場所、議題等は開催の日から2日前までに告示しなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

(付議事項)

第17条 大会の付議事項は次の通りとする。

1. 運動方針の決定と経過報告の承認
2. 綱領及び規約の改廃
3. 予算及び決算
4. 争議行為の開始及びその終結
5. 闘争資金など特別会計の積立及び使用
6. 上部団体への加盟、脱退
7. 組合員の表彰及び制裁
8. 役員の選任及び解任
9. 組合の廃合及び解散
10. その他重要な事項

必要事項

(定足数と議決)

第18条 大会の定足数は組合員の3分の2とし、付議事項は出席者数の過半数をもって決する。

但し、前条の2、4、6、8、9の場合は組合員の直接無記名投票を行い、組合員数の過半数をもって決定する。

必須事項に連動
労組法5条2-5, 8, 9

(議長)

第19条 大会の議長は大会に出席する組合員の中から立候補または推薦により選出する。

第二節 執行委員会

(任務)

第20条 執行委員会は、大会において決定された事項及び規約に定められた組合業務

を執行する。

(構成と召集)

第21条 執行委員会は正副委員長、書記長、書記次長、執行委員をもって構成し、執行委員長はこれを招集する。

(定足数と議決)

第22条 執行委員会は構成人員の過半数をもって成立し、出席者の過半数をもって議決する。

(専門部)

第23条 執行委員会のもとに専門部を置くことができる。

第4章 役員

(役員)

第24条 組合に次の役員をおく。

執行委員長	1名	組合を代表し活動を統括する。
副執行委員長	若干名	執行委員長を補佐し、執行委員長が任務を遂行できないときは代理する。
書記長	1名	執行委員会の日常業務を執行する。
書記次長	若干名	書記長を補佐する。
執行委員	若干名	組合業務を執行する。
会計監査	2名	組合員を代表して組合会計が運動方針及び決議にもとづいて運営されるよう点検、指示をおこない、大会に報告する。
会計	1名	会計は金銭出納事務を行う

組合員の人数によって全ての役員を配置しなくてもよい。組合活動に理解がある人であれば誰でも役員になれる(上部団体の役員など)

なるべく、各職場、各雇用形態から出るように。

年1回、会計報告書と実際の金額があっているかチェック。

会計は他の役職と兼務可

組合外から招請し、執行委員会その他の活動に参加して、助言、指導をしてもらおう。おこななくてもよい。

(特別執行委員)

第25条 本組合に特別執行委員をおくことができる。特別執行委員は本組合の目的達成に協力する者から大会で選出し、その活動を担う。

(任期)

第26条 各役員の任期は、大会から次期大会までとし、再選を妨げない。ただし、任期中に欠員が生じたときは補充選挙を行うことを原則とし、この後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(解任)

第27条 役員が任務を怠りまたは機関の決定に反する行為をした場合は、大会において出席者数の3分の2以上の賛成により解任することができる。

第5章 選挙

(選挙管理委員会の設置と職務)

置かなくてもいい。

第28条 役員の選挙及び批准投票の実施にあたっては、その公正を期すため選挙管理委員会を置くことができる。この委員は3人とし、執行委員長が委嘱する。選挙管理委員会は選挙及び投票の一切の職務を行う。

(投票の方法)

第29条 各役員選挙は、組合員の直接無記名投票によって選出する。

第6章 会計

(経費)

第30条 本組合の経費は、組合費、臨時組合費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

必須事項
労組法5条2-5

(組合費)

第31条 組合費は月々決まって支払われる基本的賃金（各種手当を除く所定内賃金）の〇〇%とする。賃金形態が異なる非正規職員はその形態を考慮し、この納入率と均等な率を設定する。この組合費は自治労共済基本型掛け金を含むものとする。ただし、実際の就労実態により著しい減収が生じる場合等は減免することができる。

(会計年度)

第32条 本組合の会計年度は〇〇月1日から〇〇月末までとする。

(臨時徴収金)

第33条 臨時徴収金は大会の決議により徴収する。金額はその都度決める。

(会計報告)

第34条 予算及び決算は大会で決定する。但し、決算書は組合員によって委嘱された職業的に資格のある会計監査人による正確であることの証明書とともに、毎年1回組合員に公表する。

労働組合法には規定しているが、中小規模の団体の場合、職業的会計監査に監査を受けるのは費用的にも大変なので、実際の運用では規約に定めるだけで、大会の承認によって免除する方法をとることができる。

必須事項
労組法5条2-7

第7章 争議

(同盟罷業権の行使)

第35条 同盟罷業権の行使は、組合員の直接無記名投票により、有効投票数の過半数によって決定する。

必須事項
労組法5条2-8

第8章 賞罰

(表彰)

第36条 組合員で、組合発展のための功労のあった者又は他の模範となると認められる者は、大会の決議によりこれを表彰することができる。

(制裁)

第37条 組合員で次の各号に該当する者は、その情状によって大会の決議により制裁を加えることができる。

1. 組合の規約又は議決に造反した者
2. 組合の統制を乱し又は運営を妨げた者
3. 組合の名誉を毀損した者
4. 組合員の義務を怠った者
5. その他、各号に準ずる不適当な行為のあった者

(制裁の種類)

第38条 制裁の種類は戒告、権利停止及び除名とする。

必要事項

(制裁の手続き)

第39条 前条の制裁は戒告及び権利停止は大会出席者の過半数の賛成をもって、除名は3分の2以上の賛成をもって決定する。ただし、決定の前に必ず本人の弁解の機会を与えなければならない。

必要事項

第9章 解散

(解散)

第40条 本組合の解散は、全組合員の直接無記名投票を行い、全組合員の4分の3以上賛成をもって決定する。

第10章 規約の改廃

(規約の改廃)

第41条 本規約は全組合員の直接無記名投票による組合員数の過半数の支持を得られなければ改廃することができない。

必須事項
労組法5条2-9

付則 本規約は20〇〇年〇月〇日より施行する。